

広島市水道局規程第11号

令和8年3月31日

広島市水道局公印保管使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榘 原 茂

広島市水道局公印保管使用規程の一部を改正する規程

広島市水道局公印保管使用規程(昭和41年広島市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「管理するもの」の次に「その他これに類するものとして企画総務局長が定めるもの」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。